

第40回
旧軍港市国有財産処理審議会

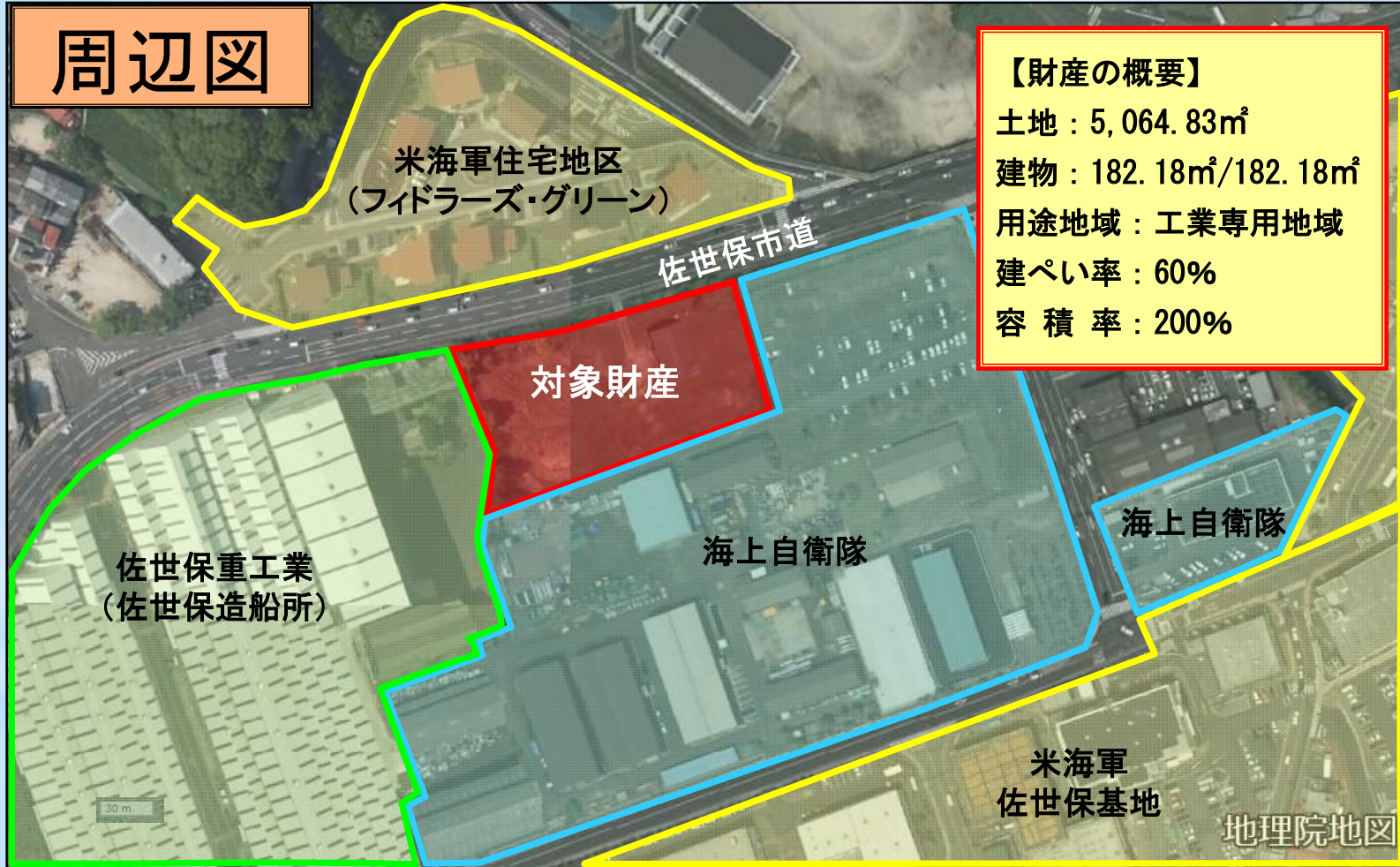
諮問事項

**長崎県佐世保市立神町に所在する
土地及び建物を佐世保市に対し、
都市公園敷地及びその施設として
譲与することについて**

位置図



周辺図



【財産の概要】

土地 : 5,064.83㎡
建物 : 182.18㎡/182.18㎡
用途地域 : 工業専用地域
建ぺい率 : 60%
容積率 : 200%



現況写真（建物）



外観



内観

本財産の沿革

昭和20年11月

旧海軍省より引受（佐世保海軍工廠）

昭和27年4月 ～ 昭和52年1月

在日米軍へ提供

昭和52年1月 ～

返還後、佐世保市の要望により処分を留保

昭和62年1月 ～ 現在

佐世保市へ管理委託

利用計画の策定

《日本遺産》「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

平成28年4月、『旧軍港4市の海軍鎮守府の設置に伴う急速なまちの発展』が日本遺産に認定



『日本遺産認定を積極的に活用し、市域全体の周遊・観光客誘致促進を図る』



現状の課題

- ◆日本遺産の全体像を、総合的に説明・案内するガイダンス機能が十分でない
- ◆浦頭埠頭の整備で観光客の増加を見込む中、寄港地観光の受入体制の早急な強化が求められている



『立神広場整備活用基本計画』策定(平成31年3月)

市内各所に点在する日本遺産の構成文化財を繋ぎ、市民、来訪者がストーリー性の高い体験を享受できる佐世保市ならではのフィールドミュージアムとする展開を目指し、立神広場にガイダンス機能を持った拠点施設となる『歴史公園』を整備する

立神広場を拠点としたフィールドミュージアムの展開イメージ

●フィールドミュージアム

市全体を、日本遺産の博物館として見立て、
周辺地域の自然・歴史・文化を、一体的に
体感・学習できるもの

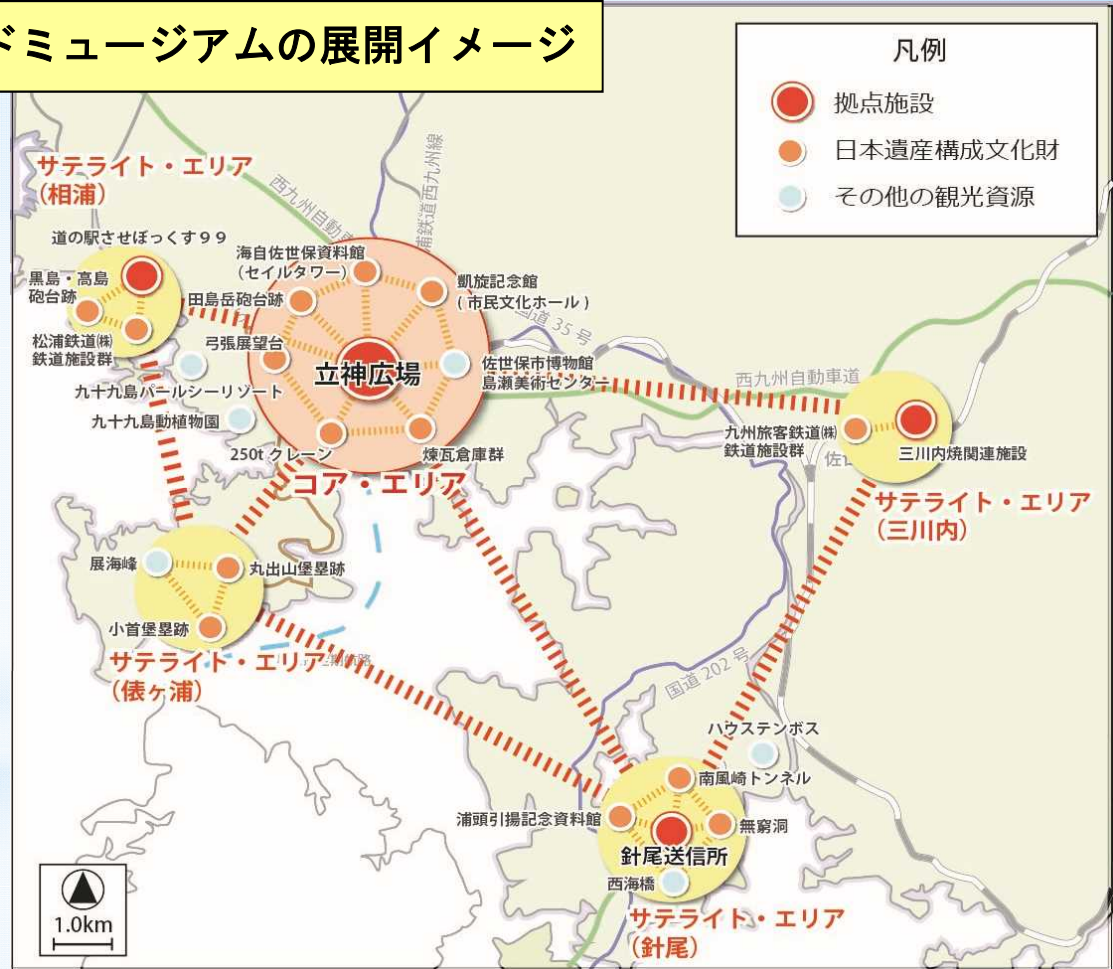
●立神広場(コア・エリア)

立神広場を「コア・エリア」の拠点施設と
位置づけ、周辺の「サテライト・エリア」
とのハブ機能を持たせ、市内各地に点在する
日本遺産に関する情報を、ガイダンス機
能により提供する



●周遊観光の促進

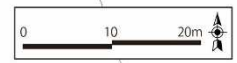
それぞれのニーズに合った見学地を訪問する
ことで、立神広場を起点とした周遊観光
の促進へとつなげていく



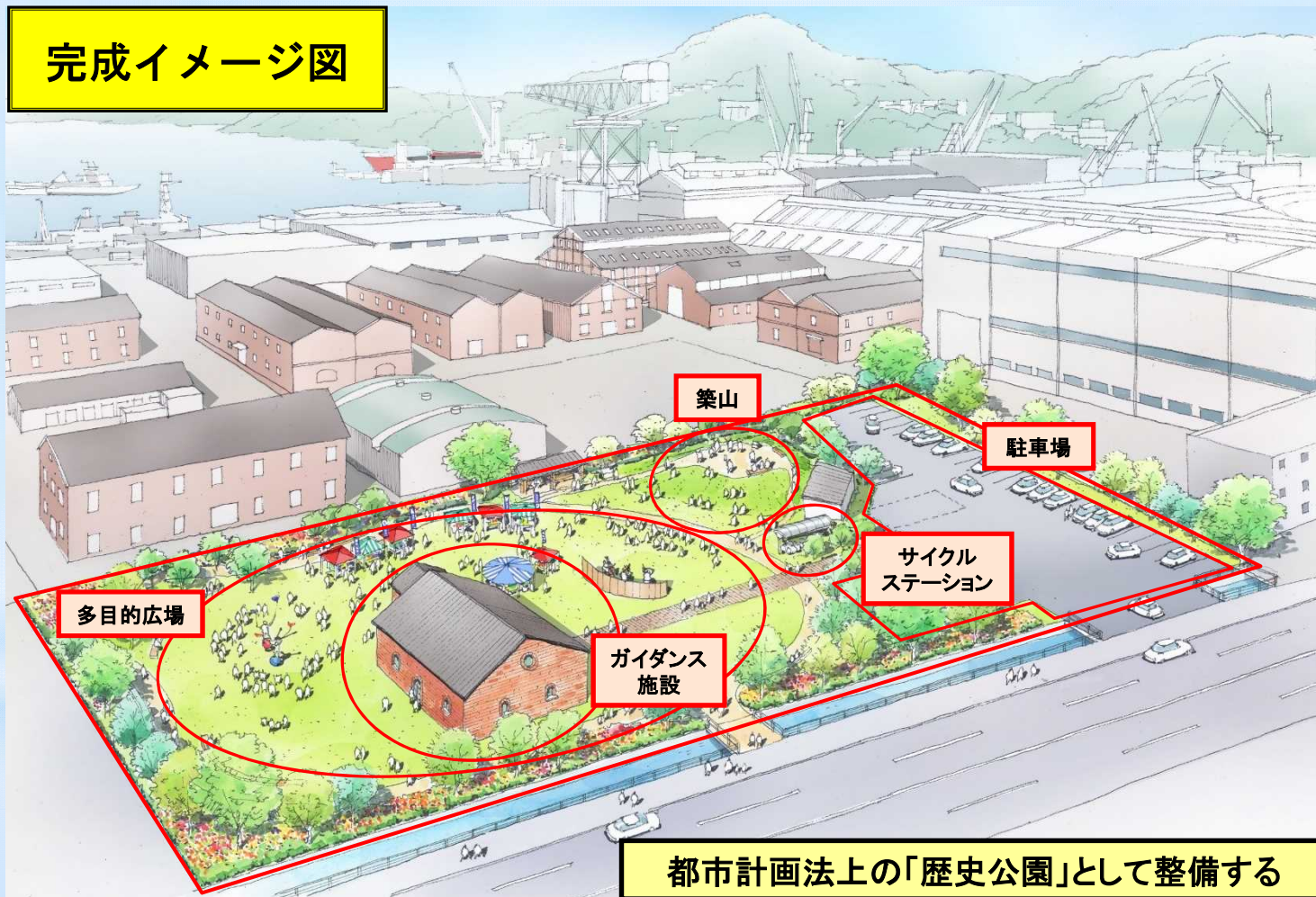
利用計画図



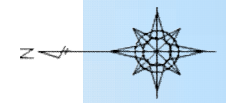
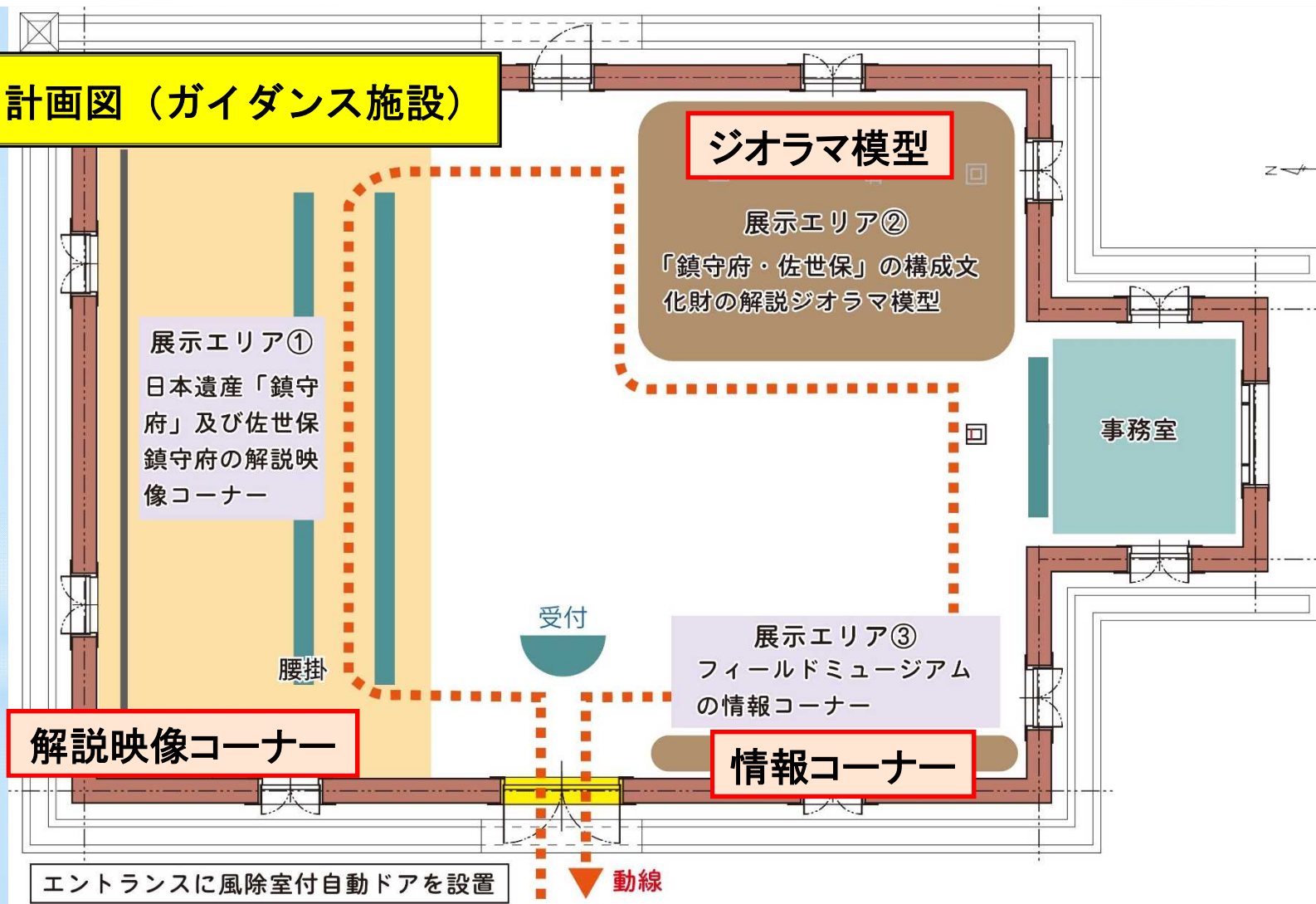
都市計画法上の「歴史公園」として整備する



完成イメージ図



利用計画図（ガイダンス施設）



完成イメージ図（ガイダンス施設）



情報コーナー

解説映像コーナー

ジオラマ模型

旧軍港市転換法との整合性

佐世保市総合計画（旧軍港市転換計画）

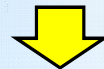
《重点プロジェクト》

立神広場について、今後歴史公園・日本遺産の拠点として整備していくため、基本計画の策定を行う



計画の策定

『立神広場整備活用基本計画』



施策の実現

日本遺産を後世に保存・継承し、郷土愛の醸成や観光資源として活用することで、国内だけでなく海外へも発信し、更なる賑わいの創出や、地域の活性化を図る

適合



《旧軍港市転換法第5条》

旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認められる場合

本財産を、旧軍港市転換法第5条の規定により、国が佐世保市に譲与することは適当

都市公園の整備に向けたスケジュール

令和2年度 ~ 令和3年度

基本設計、実施設計

令和4年度 ~ 令和5年度

無償貸付、公園整備工事

令和6年度

供用開始、譲与

処分条件等

利用計画	処理区分	適用法令等	契約方式	用途指定期間
都市公園 (歴史公園)	譲与	<p>会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合（中略）においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。</p> <p>旧軍港市転換法第5条 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、（中略）その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない。</p>	随意契約	10年



佐世保市

福岡財務支局